

総務常任委員会会議録

平成31年3月1日

宮古市議会

宮古市議会定例会平成31年3月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(3月1日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のための出席者	1
議会事務局出席者	1
開 会	2
付託事件審査(1)	2
付託事件審査(2)	9
付託事件審査(3)	15
閉 会	20

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 平成31年3月1日（金曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 委員会室1

事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第46号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- (2) 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	木 村 誠 副 委 員 長
西 村 昭 二 委 員	鳥 居 晋 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	田 中 尚 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

企 画 部 長 松 下 寛 君	企 画 課 長 多 田 康 君
企 画 課 主 任 根 市 昇 君	

(2)

企 画 部 長 松 下 寛 君	田 老 総 合 前 田 正 浩 君 事 務 所 所 長
-----------------	--------------------------------

(3)

企 画 部 長 松 下 寛 君	川 井 総 合 大 久 保 一 吉 君 事 務 所 所 長
住 民 生 活 係 長 藤 原 達 也 君	

議会事務局出席者

次 長 松 橋 かおる

開 会

午前9時58分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。時間前ですけれどもおそろいようですので始めたいと思います。ただいままでの出席7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査3件となります。よろしくお願いいたします。

○

付託事件審査（1） 議案第46号 財産の処分に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。議案の提案理由につきまして本会議で説明済みでありますので、省略をいたします。

議案第46号財産の処分に関し議決を求める事についてを議題といたします。質疑のある方、挙手願います。
竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それでは46号財産の処分の関係でお伺いをしたいと思います。この議案については、三陸鉄道に鉄道を線路等の設備等を無償譲渡しようとするっていう内容であります。私も勝手に最初は無償貸し付けというふうに認識していた。そうではなくて、譲渡ですから。この間の北リアス線の関係でいくと。

これまで鉄道資産等については、いわば市が、無償譲渡を受けて貸し付けをしてきた。こういう経緯があるわけですね。それは何かと言うと、三陸鉄道の運営を支援するということで、固定資産の負担軽減の意味合いもありますし、旧JR鉄道清算事業団が、いわば解散をする際に、国のほうから、これを買うのか、どうするのかというそういう判断が迫られて、最終的には、三陸鉄道が無償譲渡を受けて、そうしてきて、それと先ほど申し上げたように、固定資産の負担軽減を図る意味で、鉄道資産については、市が、いわば市の土地にしてそれを、三陸鉄道に貸し付けをしたという経過があるわけです。

それを、もう一度また、市町村の保有の資産を三陸鉄道にまた、戻すところということになる提案だなというふうに受けとめをいたしております。ここは多分、そういった意味から、この間の経過からすると、どういうことなのかというふうに思っておりますので、ここを少し説明いただきたいなというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） おはようございます。御質問をいただきまして上下分離等、財産保有の関係でございます。9月の総務常任委員会の際にも、御説明をしたところでございます。以前の考え方であれば、上下分離をしてインフラ部分は自治体を持って、地方鉄道が車両を走らせるというような整理で行ってきたところでございます。今回震災復興で災害復旧の入ったこと。それから山田線部分の三陸鉄道の三陸鉄道への移管があること。それに伴いまして国土交通省からの見解が出てございます。そもそも第一種鉄道事業者、第一種鉄道事業者ということで三陸鉄道は認可を受けている。第一種鉄道事業者というのは車両も保有し、線路を保有しという事業者でございます。それに対しまして第二種事業者というのがJR貨物のような、線路はJRの上を走って鉄道の運行だけを行うってというのが第二種鉄道事業者、JR貨物でございます。第一種鉄道事業者として認可を受けている以上、車両も、線路も三陸鉄道が持つべきであるという見解が今回、国土交通省からなされたというのが発端でございます。ですので、これまでは便宜的に上下分離ということで、自治体がインフラを保有してございましたけれども、土地とか橋梁とかはそのまま。ただ、線路部分。線路、細かく言えば線路枕木、道床、ってバラスト部分ですね。それと路盤のそこだけは鉄道事業者が持たなければ、車両と線路を

持ったことにはなりませんよという見解が示されたことによって、今回その部分だけを三陸鉄道に無償譲渡するというような考え方でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうするとですね、線路部分ということになりますので、46の2ページには、そういった施設類が掲げられて、これは逆に言うと償却資産等の固定資産の関係でいけば、当然三陸鉄道が所有することになるとすれば、固定資産負担がね、どうなるのか。いう点が、出てくると思うんですよ、これについてはどういうことになるんでしょう。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 今回の譲渡に関しまして、固定資産部分が沿線自治体から三陸鉄道に移る部分で発生をいたします。46の2ページの分類で言えば、上のほうの北リアス線の部分でございます。こちらが税額に直しますと約186万円。それから、下はJR山田線の部分、宮古釜石間と書いてございますが、宮古市の部分だけを抜きだしてございますが、これで318万円ということになります。合わせると504万円。約504万円が固定資産として三陸鉄道に課税が発生するという考えでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、言えば三陸鉄道が宮古市分だけでいくと500、4万円、500万円何がしかの固定資産のいわば負担が出てくると。ここはそうすると、この間もさまざまな三陸鉄道の新年度に対する運営支援、負担の関係も予算が新年度で出てきているわけですが、ここの新たな、三陸鉄道にすれば新たな固定資産負担が生じるということになるわけですよ。従来の北リアス線、南リアス線等については、先ほど申し上げたように市町村が、資産を保有して無償貸し付けをしてきたと。このことによって、私の記憶であれば、さっき言ったトンネルと橋梁は除くということですから、現実に当時は6,000万ぐらいの、橋梁等トンネル等で、市町村が保有することによって三陸鉄道の負担が軽減をされると、その後土地、線路敷等についても市町村が保有をすると。宮古市では土地分については40万円程度の固定資産の負担軽減だったというか、三陸鉄道ですね、というふうに記憶をしておりますけれども、そこを逆に言うと、宮古市だけで500万ですから、全線ということになるとすれば、かなりの固定資産の負担が生じてくる。そうするとさらに三陸鉄道の運営がどうなっていくのかということも懸念をされるわけですが、ここら辺の整理というのか。沿線自治体と三陸鉄道との協議の中で、この固定資産の負担を、三陸鉄道自体がしていくことによって、さらに一層厳しい状況になるのではないか、とこういうことも懸念をするわけですが、これはどういうふうに整理されている。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 先日の委員会で御説明をいたしまして鉄道事業再構築実施計画という中に、自治体がどういうふうに鉄道事業者支えるかという枠組みを御説明させていただいたところでございます。利用促進協議会を通じて利用促進を図るですとか、運営費補助を行うだとか設備更新の補助を行う、それぞれのスキームがございますけれども、この中で先ほど発生した固定資産税の課税分も応援していくということになりますので一方では課税をしながら、その分を応援しながら、というような運営になろうかというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、新年度のいわば宮古市の支援の中に、これも含まれているというふうに、ちょっと若干市の予算との絡みで申し上げて恐縮ですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 組み立てとしてはそのようになってございます。

○委員（竹花邦彦君） とりあえずは。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ただいまの議論を聞いていまして、私の理解ですけれども簡単に言いますと、いわば国土省の指導をいただいて、第一種鉄道事業者としての要件を揃えるための措置だと。いうふうに多田課長の答弁を理解いたしました。そうしますと、この第一種鉄道事業者としての要件を揃えるということだったわけでありますが、三陸鉄道は今日まで第一種鉄道事業者としての、要件を欠いた状態で実は営業していたと。いうことになるのでしょうか。その確認。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 欠いた状態で運行してたということではなくて、認可を受けながら運行した状態でございます。これまでの災害復旧とかそういうことの解釈で、これまでは行ってきたというふうに聞いてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） これまで運輸省におきましては、解釈としての三陸鉄道の第一種鉄道事業者としてのいわば認識できていたと。

〔「国土交通省。」と呼ぶ者あり〕

○委員（田中 尚君） 失礼しました国土交通省ね。しかし、この際、山田線の区間を、いわば南北をつなぐ処置として三陸鉄道が一括経営をするというその判断を踏まえて、本来の形でいわば指導いただいて、それに沿った形で今回の措置です。いうふうに理解すればいいのかなって聞いていましたが、それでよろしいでしょうか。確認。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと先ほど竹花議員も若干問題意識として聞いた部分になるんですが、いわゆる今は上下分離方式で無償で貸し付けをしている。今回本来の姿としての、第一種鉄道事業者としての資格要件を備えるためには、いわば列車を走らせる施設も持ってなきゃだめですよ。そうなりますと固定資産税が発生するんだけど、従来の上下分離方式の、いわば支援策と今回のこういう要件を備えることによって、新たに三陸鉄道し、そうですね、やっぱり民間の鉄道会社に宮古市から従来の上下分離方式では生じなかった。固定資産税相当額に見合う私的な支援が生ずる、というふうにはなるというふうに聞いているんですが、そういう理解でいいんですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 枠組みとしてはそのとおりです。ただこれまで発生してなかった費用です。今回発生して、課税が発生して、それに伴ってまた支援策が発生するっていうところでございます。支援策を前提としたものではなくて、当然それは収益を上げていただいて、納税をいただくというのが本来の形ですけれども、再構築計画は今そういう枠組みになっているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 最初の議論に戻りますけれども、私とすればですよ。今回の国土交通省がそういう判断をしてそういう指導に踏み込んだと。しかし一方においては、そういう今の地方ローカル鉄道の、いわば一つはその維持策として、上下分離方式ってのを考えたのは国土交通省なんですよ。そうしますと、今までの流れと今回の三陸鉄道に対する国交省のいわば判断といいますか指導に、ちょっと私は齟齬を感じるんですよ。そこはつまり、新たな公費の支出を伴うという形に少なくともなるわけです。発生するんだけど、その分については、三陸鉄道に固定資産税相当額を、いわば支給すると補助金としてと、どういう名称かわかりませんが、そこはそうすることのメリットがね。よくわかんないんですよ。私は説明を聞いていて、何でそんな面倒くさいことをするんだと。今までどおり経営のいわばマイナス要件を取り除く意味で、本来もうかっているのであればね、それも固定資産税を徴収する当たり前の話ですけども。その辺が見込めないために、公共団体の所有にして上下分離方式できた。しかし、それと矛盾するような指導ですね。やっぱりやってきた。この政策判断の理解が、私はいまいち理解ができていないんですが、ちょっとそこは整理していただいて、御理解をお願いします。できるように。

○委員長（松本尚美君） 山崎公共交通担当部長。

○公共交通担当部長（山崎政典君） 三陸鉄道が鉄道事業の免許を取ったのが昭和57年。それ以来、三陸鉄道は第一種鉄道事業者として、三陸鉄道を運営してきたわけでございます。この上下分離というものの考え方なんですけれども、実は、三陸鉄道は設立当初から上下分離でした。というのも、軌道そのものは鉄建公団をつくったわけですけども、国鉄からJRになった瞬間に、JRに移管された以外の資産は田中議員も御承知のとおり、日本国有鉄道清算事業団が所有をし、国鉄清算事業団と言うと非事業用地民間等に売却をして、それで国鉄の赤字を穴埋めしてきたという雰囲気も強いんですけども、それ以外にも地方の第三セクターに転換、移管じゃなくて転換ですね、当時は。したがって鉄道は途中まで軌道も清算事業団が持っています。したがって、三陸鉄道はある時点まで、国鉄清算事業団から無償の貸し付けを受けて三陸鉄道を運営して南北利用だから、既にその時点で上下分離になっているわけです。ところが、先ほど竹花委員がおっしゃったとおり平成12年に国鉄清算事業団解散をしました。そして、軌道一切を国から地元で引き受けるという半ば強制的に。そのときとった苦肉の策が、先ほど竹花委員もおっしゃった橋梁とかトンネルとか資産価値が高いものを、地元自治体が受ける。三陸鉄道の歴史の中では、ここから上下分離が始まったというふうには言われていますけれども、今私が説明したとおり、清算事業団から借りている間も上下分離は上下分離。そこで6,000万ほどの固定資産税を軽減している。そして、平成21年に土地等も含めて、全資産を沿線8自治体が所有することで、三陸鉄道は車両のみを保有する形で営業。これについても国に相談して、それでお墨つきはいただいているはずなんです。

したがって、今回、田中委員がおっしゃるとおり、この話が出たときに私もそれは真っ先に県のほうに話をし、平成21年の土地まで移管した部分はどうか。それについては県と国交省の鉄道局のやりとりなので、我々としてすればちょっと詳細は何とも説明しがたいわけですけども、国交省の鉄道局では頑として第一種鉄道事業者であるためには、最低でも軌道は持たなければという結論を出された。

したがって、これはもう私は田中委員にどう答えようもない部分なんですけれども、国がちょっとそういう解釈の部分で、昭和57年当時から今に至るまでの約30数年間の間に、若干考え変わってきたと。これはまた多分、今田中委員がおっしゃるとおり、JR北海道だとか、さまざまな部分の地方鉄道を取り巻く状況が複雑多様化してきた中で、ちょっと今まで三陸鉄道は全国最初の第三セクターということで多少特例措置的なされ方をしてきたのも現実論としてはあります。そこで、そうではないよと、もう国がこういう統一解釈を示したので、

今後はこうで言ってください。いう形になったので、今回議案として貸付ではなくて譲渡。田中委員のクエスチョンに対して、答弁になっているかどうかわかりませんが、正直言ってこれ国の解釈、法の解釈権というのは国しかないので、我々もそれに従うしかないということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） はい。今の経過も含めた説明で、私はいやがそれを時の流れということで理解をしたいと思います。以上です。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこですね、改正鉄道軌道整備法との関係を少しお伺いしたいと思っております。

去年の8月に鉄道軌道整備法が改正をされたわけです。これは何かと言うと、いわば黒字JR東日本のような黒字鉄道事業者も災害復旧の支援を受けることができたという仕組みに変わったわけですね。従来は黒字事業者については復旧支援ができないという規定だったと。これが、そのように変えられた。三陸鉄道が今後黒字事業者に転換をすることがあるかどうかという問題は、ちょっとそこら辺は微妙ですが、仮に三陸鉄道自体が、黒字事業者に変わっていく。こういう状況が出てきた場合に、先ほど申し上げたように改正鉄道軌道整備を一定の要件があれば、災害復旧支援ができるということになったわけですので、三陸鉄道が黒字事業者に転換が図られていった過程の中で、仮に、災害に見舞われた。ここに対する復旧支援の補助対象になりうるかどうか。といった場合に、改正鉄道軌道整備法ではやっぱり上下分離というか、鉄道のいわば資産の自治体保有みたいなものが一定の条件にされているというふうに私は認識をしている、改修鉄道整備法ですよ。そうすると、先ほど多田課長ある山崎部長がおっしゃったように、今度の少なくとも軌道敷、線路敷は、その鉄道事業者自体がしっかり持つていくことが第一事業者としての最低限の責任ですよ。とされた。

したがって残るのは、トンネルとか、あるいは橋梁、こういったものは自治体保有だと。いうことになるので。いわば、改正鉄道軌道整備法との絡みで言って、仮に三陸鉄道自体が黒字業者に転換をした場合も、鉄道資産の保有という意味合いからすれば、ここ心配がないのだと。いうふうに国のほうでも、整理をされている。私は一番の問題はやっぱり災害等に見舞われた場合の、ここは莫大なやっぱり負担の問題が生じますから、先ほど申し上げたように仮に三陸鉄道自体は黒字事業者にこれから軌道に乗ってですよ。事業者に転換をしている。その場合のいわば災害に置いた場合のいわば国の、補助災害復旧支援がどうなって、いくのか。その一定の国が黒字事業者に対する補助する場合の一定要件の場合は、鉄道資産の問題がやっぱり上下分離方式という問題が根底にありますから、そこには抵触をしないのだと。こう理解をしたいわけですが、そういう理解でいいと。今後さらに三陸鉄道が黒字事業者に転換をした場合も、支援ができていく上下分離スキームなのだ。このように理解をしたいと思うんですが、そこで間違いがないでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） はい。おっしゃるとおりだと思います。一つは経営母体として準民間のそのJRとかとは体質が全く異なることが一つと。それから、たとえ被害を受けた時でもですね、多分被害を受けて大きな被害につながるものは今回話をしている線路とかではなくて、路盤とか築堤とか法面とか、道路とかということになるので、そちらのほうは災害復旧の対象というふうに考えてるところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ここですね、もう1回の固定資産の問題にうつるわけですが、三陸鉄道自体がさっき宮古市は504万、総体としてはどのぐらいの固定資産税負担になるというふうに、そこで把握ができております

か。もし把握ができているのであれば、教えていただきたい。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 全体の費用っていうのは、今のところちょっと公開されてませんで、我々はちょっと市の部分だけを試算してみた、というような数字が先ほど数字でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 何かの機会のときに、三陸鉄道自体とすればどのぐらいの固定資産税負担が生じるんだ。これ、当然、今後の復旧、今後の支援スキームと大きなかわりを持ってくる部分だというふうにも思いますので、ぜひ後で、三陸鉄道自体ですれば、このことに伴ってどのぐらいの固定資産税の負担が生じてくるのかというところについてはお知らせをいただきたいというふうに思います。以上です。

〔「承知しました。」と言う者あり〕

○委員長（松本尚美君） ほかにありますか。じゃ、なければ私から。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） すいません。今まで竹花委員とのやりとりの中の軌道敷ですか。これが、償却資産なのですか。固定資産。ただ、固定資産には固定資産かもしれないけれども、償却のしかたっていうのが、若干違うんじゃないかなって思われるんですよね。例えば住宅なんかの場合でも、税務署、国税に確認すると。建物本体等の中の設備空調とかですね、そういったものは分けるんですね。そうすると償却年数が違う。といいですかね、そういうのが、普通言われるですよ。ですから、そこをどう理解すればいいのかなっていうのをちょっと確認です。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 私の理解だと全部償却資産ではないかというふうにとらえてございまして、それすなわち固定資産税の対象というふうに考えてございます。それぞれ減耗、消耗するものだというふうに考えてございますので、償却資産である。ものだろうというふうに認識をしております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 参考までに、宮古市は試算をしてトータル504万円というのが出てましたが、総額、評価額といいますかね。これは一体幾らなんですかそれを、何年償却で試算をされてるんですか。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 申しわけございません。ちょっと持ち得ておりません、資料。

○委員（松本尚美君） はい。あとちょっと確認で教えていただきたいんですが、軌道敷とか駅とかそういう構造物、構造物、トンネル等については今まで通りっていうことですよ。貸し付けする。もう一つはシステムですよ。運行システムの、例えば、衝突回避とかですね、これはソフトなのかということですけども。そういったものはなるのか。これもう今までどおり貸し付けになるのか。上下分離の範疇の中。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） まず前段に償却のお話しなんですけども、償却はそれぞれの定められた年数に伴ってということなので建物なら幾ら、レールなら何年とかいう規定があるものだというふうには考えてございませぬ。それからあとソフトウェアとか、CTCとかいうシステムのことについては、無償貸し付けの部分で鉄道運行のために必要なシステムを貸し付けるということで運用を図るものですので、今回の議案として提案をしている無償譲渡の部分には、含まれないというようなお考えでよろしいかと思います。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） はいわかりました。ちょっと詳しくはね、竹花委員のように詳しくは全体把握できてないんですけども、今のいわゆるシステムですね。あとは軌道敷もそうなんですけれども、毎年補修、毎日かどうか。定期的に保守っていうか。毎日やっているんでしょうね。そして、入れかえっていいですかね。線路であれば、レールであればレールの交換とか、そういったものが、随時必要になってくるんですね。そうすると、基になる金額、評価額っていうのは大変これ面倒なことなんです。1年スパンの中で、1年間でどう更新していたかっていうものをですね、把握しながらやるだろうと思うんですけども。当然ですね。それと、事務負担とかですね、そういった部分も結構出てくるのかな。これが、宮古市が譲渡したからね。宮古市から手離れるということになるんだろうと思うんですけども、もう三鉄さんそのものも今まで、そういったことがなされてないとすれば、えらい事務負担が出てくるのかなという感じがするし、その見合いでね。見合いで償却資産税の部分の見合いを、金額を返して入れていくということになれば、額を確定するためにもですね。必要になってくる作業なのかなというふうに思うんですが、そういった対応はどう考えて、協議されていますか。

〔「議案外の質疑だな。」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本尚美君） いやいや、償却資産税に係る。

〔「軌道敷の線路の話をしています。具体的に何を問題にしているんですか。」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本尚美君） 軌道敷に絡んで償却資産でしょ。そうすると毎年更新したり、なんかっていうのが足されてくるわけですよ。先ほど説明を竹花委員からやっていたけれども、その見合いの部分を支援するっていう話ですよ。そうすると、毎年正確に把握しなきゃなんない作業が出て、それまではしてないわけですから、事務負担というのが、当然出てくるんで償却資産だから、そこはどう考えてますかっていう。譲渡に関連する部分から離れるかもしれないんですけど。

〔「そうなんです。」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 詳しくはですね、この場でつまびらかにすることができないんですが、線路設備として今回例えば山田線の部分に限って言えば新品のものが多く、納入されているものでこっから償却の始まっていくものというふうに考えて、ただおっしゃるとおり年々古くなってくればメンテナンスでまた入れかえてというような、必要が出てきょうかと思うので、それは償却の年数の中で算定していくのかなとは想像はしますけども、具体的なその運用等についてはちょっと今この場で御説明することができない。

○委員（松本尚美君） わかりました。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ちょっと私の経験でいけば償却資産であるとするれば、事業者が申告をするんだよね。申告書をして、それに基づいて税をかける。多分、以前は、国等の資産等の場合は交付金という格好で自動的に市町村にこのぐらいの資産を持って、それにかわり得るものとして一括をして固定資産税が入ってたんだけど、今度は民間のやつですから、多分三陸鉄道自体が償却資産のもしかすれば申告をして、それに基づいて、市が課税をするということの仕組みになるんでは、ちょっとわかりませんが。正確にはね。多分そういう形になるんじゃないかなと。

○委員（松本尚美君） はい。あとございますか。なければ質疑を終わります。

これから議案第46号に対する討論を行います。討論はございます。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本尚美君） 討論がないようですので、直ちにお諮りします。

議案第46号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第46号は原案可決すべきものと決定しました。退席。

○

付託事件審査（２） 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

指定管理者の指定に関する議案については、皆さんのお手元に配付されておりますけれども、補足資料の申し出がありましたので、これを許可し、お手元に配付しております。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので、省略します。補足資料を見ていただきながら質疑をお願いしたいと思います。

それでは、議案第49号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、三王自治会研修センターを議題とします。質疑のある方。田中委員。

○委員（田中 尚君） 補足資料をいただきました。具体的な指定管理料予定額ってという部分についての質問いたします。これは単年度、21万1000円ということですが、この具体的な費用の積算の内訳はどのようなものが考えられているのでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 積算根拠でございますけれども、基本的には市の管理料積算基準と実績に基づいての積算になってございます。まず管理費、主に人件費でありますけれども、10万5,000円。これについては平均利用日数から市で定めた基準額になってございます。次に、燃料費、2万8,710円これは今までの実績を自治会に確認して算出しております。次に、ガス料金、3万6,667円。これも今までの実績を自治会に確認をして算出しております。消耗品費1万円。これは定額であります。1施設の基準額です。次に修繕費2万円。

これについても定額で1施設の基準額になってございます。次に最後に、消防保守ということで1万円、消防設備、消火器、避難灯の固定経費でございます。あわせて21万1,377円でありますけれども、端数切り捨てて21万1,000円と、いうことになってございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ただいま説明をいただきました中で、人件費10万5,000円という御説明があったわけですがこれは、利用状況に応じて市の基準での金額という回答をいただきました。そうしますと、私の理解は利用がふえるほど人件費がふえていくってというのは何かそういう仕組みに理解したんですが、そういう理解でいいのかなのか確認も含めて伺います。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） そういうような基準額になってございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと1年間で10万5,000円ということですが。そういう部分から、金額から見るとですね。この人件費ってということ考え方が今のようなシステムでいいのか。あるいは定額でこの地域のコミュニティーセンターでもあるわけですが、ちょっとその辺については問題意識といいますか、あるいはその管理者のほうから、具体的な問い合わせや要望等はございませんか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 今回のですね、三王地区自治研修センターは初めての指定管理ということで、説明をしてきましたけれども、そのようなことについてはですね、特に地域からの意見はございませんでした。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 指定管理者候補者調書、この中に、管理運営委員会の内容があります。団体の提案概要。今前田所長が言ったように初めての指定管理になるわけですね。それは何かとすると、三王団地の方に、自治会等がなかったという、こともあったんだというふうに思うのですが。二つの自治会でこの管理運営委員会が構成をされることになったと。いうふうに理解をし、つまり三王団地には二つの自治会が組織をされた。この二つの自治会がいれば、この管理運営委員会を構成すると、こういう理解でよろしいわけでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） はい。そのとおりでございます。管理運営委員会でございますけれども、31年の1月1日に設立をしてございます。委員会の委員は三王一自治会と三王二自治会の役員14人で構成されてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 審査点68点。こういうことになっております。高い審査点なのか、そうでもないのか。ちょっとここではよくわかりませんが、32点が満点に足りなかったということになるわけですが、ここはね、どういう点がいれば簡単にいえば、評価をされないというのは、逆に、聞いた方がいいのかな。マイナス32点のいけばそのマイナス要因は、どういう点だったのかっていう点がわかりますか。簡単には68の根拠を聞いたほうがいいのか。答えやすいほうでいいです。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 選定基準の選定項目に沿ってですね、調査審査しておりますが、その選定項目がですね。住民の平等利用が確保されていること。事業計画が当該公の施設の設置目的を実現するためにふさわしいものであること。サービスの維持及び向上が図られること。事業計画が効果的かつ効率的な施設管理を実現するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。申請者が事業計画書に沿った施設の管理を行うために、必要な物的かつ人的な能力を有していること。個人情報保護が図られていること、安全管理、緊急時の対応方法が整っていることと、いう基準で審査をしてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで、このね、審査概要及び選定理由を今前田所長が御説明したわけですが、もちろんこの4点の積み上げ68点だったということはわかる。だから、この中で、比較的评价が低かったところもあれば、評価が高いところもあったというふうに思うんですが、これが、どうだったんでしょうか。1番いいのは点数を出してもらえば、ここが低かったのかっていうのはわかるんだけど。そういう意味では68点の、どういう積み上げで68点だったのかっていうところがわかれば、そこを説明願いたいということでもあります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今竹花委員の質疑にかかわる部分なんです、つまり資料、今回は当日配られました。つまり例えば我々議会として、議案に対する審議をですね。しっかりやるためには、できるだけやっぱり資料を用意していただくということも必要かなと思うんです。今議論されておりますのは、以前は、指定管理者の

ポイント、A社B社C社に対しては、それぞれ何点何点の評価をして積み上げて68点です。という資料が出れば、今の竹花議員の質疑ははるかに効率的になると思われますので、そういった意味では、今からでもいいんですが、今竹花議員の質問しております部分についての資料を、私は出せないのか委員長に善処お願いしたい。

○委員長（松本尚美君） この集会施設に関しては、競争性がない。だから、なかなかね、評価するのも、じゃどういうポイントかっていうのも難しいだろうなというふうには思うんですけども。そういう評価基準が逆に必要なかっていう、雰囲気も感じるんですけども企画部長どうぞ。

○企画部長（松下 寛君） 評価の考え方について少し御説明したいと思います。それぞれ評価の項目がありまして、そこにはそれぞれ項目がありまして、それぞれ配点があります。それでですね、評価の基準といたしまして、この、例えば住民の平等利用が確保されていることという、項目に対して、大体そこが確保されていれば標準ということで、例えば20点満点のところを20点がつかないです。あくまでも標準であればその20点の配点だけの真ん中辺といいますか、それからより進んでいる、より充実しているならば、満点のほうに近づくというような考え方であり、この項目を満たせば満点で、それから点数が落ちていくということではなくて、この項目を満たせば、例えば10点の配点だけでも標準ということで例えばですね、5点それにその標準の固定によりもより一層踏み込んだ提案とか、そんなのあるものについては、上のほうに、点数が上がっていくというような考え方でございますので、減点法ではなくて、標準であればやや真ん中辺。それから、上にふる、あとは、劣れば下に、その積み上げで今回指定候補者の審査については、ということで、こういうような100分の68点という7を欠けるような状況になっておりますが、これはあくまでも標準的な部分であります。なかなか100分の100というのはないのかなと思います。あくまでも標準のところを捉えてそこから上にふる、あるいは下にふるという点数の付け方をしております。

〔「資料を出せば済む話だ。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） はい。資料ありますか。なければ、後でということになります。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこですね。過去に事業計画、つまりこれは管理運営委員会が、事業計画を一応提出することになっているわけですね。実態は施設の管理運営なので、市のほうが現実的に指定管理者のところにこういう管理運営協議をつくって、管理運営をしてくれないかと。そういうことなわけですね。自主的にその管理委員会をつくって、おらほが管理運営をするからというところもあるかもしれませんが、現実的には、市と当該自治会等で協議をして、施設管理運営をできれば地域でやっていただけませんかという仕組みになっているわけですね。ここに事業計画というのは、受けるというためにはどういう事業計画を出すことになる。

○委員長（松本尚美君） これは今回の研修センターだけではないと思うんです。全体的な部分だと思うんですが、ここは企画部長。どうなんですか、全体的に。私自身もちょっとこの事業計画って一体何だろうっていうのは、頭にあるんですけども、前田田老総合事務所所長、お願いします。

○田老総合事務所所長（前田正浩君） 事業計画書についてはですね、提出してもらってますが、例えば、基本方針、主な事業計画、事業計画の立案に当たり考慮した点等々ですね、収支予算書も含めてですね、提出してもらっていただいております。

○委員長（松本尚美君） それではですね、さっきの資料を含めてなんですが、配点ですか評価の部分。それから、田老三王研修センターの事業計画等々の資料提出をいただきたいと思います。よろしいですか。

〔「後で提出します。」と言う者あり〕

○委員長（松本尚美君） あとございますか。木村委員。

- 委員（木村 誠君） 三王地区の自治会研修センター、確か屯所が併設されていたと思うんですけども。そこら辺、共有するトイレですとかいろんな設備があると思うんですけども、そこら辺はどういった感じになるのでしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。
- 田老総合事務所長（前田正浩君） 三王地区自治会研修センターは消防団第30分団と併設になってございます。高浜地区センターと同じ形態になっております。先ほど経費負担がありましたけれども、電気料、水道料については、消防対策課で負担してございます。
- 委員長（松本尚美君） 木村委員。
- 委員（木村 誠君） 結構夜、集まりをやったときにガスを使うことがあるんですけども、ガスはどういった扱いですか。
- 委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。
- 田老総合事務所長（前田正浩君） ガス料金については先ほどの市の管理料の積算基準に基づいてですね、指定管理料の中に含まれてございます。
- 委員長（松本尚美君） あとございます。じゃなければ、私から。
- 副委員長（木村 誠君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 自治会研修センターという、施設の名称は、どういう理由で、研修センターってのをつけているのですか。何かこのメニューで、そういう名称にしなきゃならないということなのか。単なるっていうのは失礼ですけども、屯所併設っていうのが今聞いてわかるんですけど、集会施設ですよ。何かの財源のメニューによってこの名称を使わなきゃなんない。研修っていうとなると、何かレベルが高いというイメージが強い。
- 副委員長（木村 誠君） 前田田老総合事務所長。
- 田老総合事務所長（前田正浩君） はい。多分理由があると思いますけども、今ちょっとわかりません。後で調べて、報告したいと思います。
- 副委員長（木村 誠君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） もう一点。集会施設の位置づけで、公共施設の再配置計画の中にこの施設は、時期がずれていうので入っていないんですけども。地域に移管するっていう位置づけは同じでしょうか。
- 副委員長（木村 誠君） 田老総合事務所長。
- 田老総合事務所長（前田正浩君） 今回指定管理の期間がですね、5年から3年になってございます。これは公共施設再配置計画の中でほとんどの集会施設が平成37年までですね、地域に移管する対象となっているということで、この三王地区自治会研修センターも同じような対象になってございます。そのために、5年という期間じゃなくて今回は3年。まず3年という期間でそういう意識を高めていきたいということで3年になってございます。
- 副委員長（木村 誠君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 同じ再配置計画の中の集会施設。悩ましいのが消防コミュニティっていうのが、旧宮古市も含めてあったのかもしれませんが。そうすると同じ建物。地域に移管する。メンテナンスというか日常的な管理っていうのはそれぞれがやると思うんですけども、改修とかですね。これは新しいから、5年や10年のスパンではないと思うんですけども、建て替えといった場合に、大きく地域の負担がでてくる。というこ

とになるんですね。消防コミュニティってのが、悩ましいと思われるんですけども。それは消防とどうやってはつきり線を引くのか。というのが非常にわかりづらい。と思うんですが、そこはどう理解したらいいですか。

○副委員長（木村 誠君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 確かにそういうことが想定されますので、これからの協議になるのかなというふうに思います。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） これは企画部長ね、全般にわたることなんです。この三王施設だけではなくて、他にも同様の施設がありますね。ですから、それは、今後どうなっていくのかって。再配置計画見てもちょっとわかりづらい。屯所は基本的には、今までどおり維持する。集会施設はもう、限りなくっていうのは変ですけども。移管すると。いうことになってますよね。これを同じ建物がどうすんだっていう話。そこはちょっとね、難しいのかな。もう結論出てるのかな。

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） それぞれ地域の集会場につきまして指定管理はこのほかにも、宮古市のいろいろなところで、やっているところがございます。これについてやっぱり今回の3年間ということで、提案しておりますけども、この間の中でやっぱり今後のあり方については検討していく必要があるものだと思っております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） それから、この指定管理に関連してなんですけれども、以前に地域地域でその時代時代背景で今言った消防コミュニティメニューによってね、屯所と集会施設の合わせわざ。農林水産関係で、林業者センターとか生活改善センターというのかもしれませんがそれぞれメニューによって、集会施設を事実上、実質上の集会施設をつくってきた。それから、任意でね。自治会町内会が、市に要望しても、集会施設をつくってくれない。じゃ自分たちで何とか確保しようという集会施設。コミュニティが大事だということ、コミュニティを活発化、要するにより密度高くしていくためには拠点となる集会施設が必要だ。いうことで、基本的認識同じですね。これはやはり市直営でやっている指定管理している部分で公費が出ていく一方で、地域住民が負担をしてずっと。この格差をね、何とか解消しようっていうのが一時期、アンケート調査しながら、あったんですけども、この再配置計画が出てからすっかり消えてしまっている。そういった流れの中で、部長はどうなんですか。コミュニティが大事だっていうのはもう、行政ははっきり言っているんですね。特に、震災後はね、地域コミュニティが大事だと。要するに地域コミュニティが津波によって、災害によって、崩れて壊れてしまった。これを何とか再編しなきゃなんない。再構築しなきゃなんない。というのも、言っているんですね。ところが一方で拠点施設、地域の自治力までいかないでしょうけど。そういったコミュニティの活動を活発化させるための拠点、という部分での、公平感がある。そこを何とか解消しようっていうのは、企画部長どうなっていますか。今回、こういった指定管理を3年間継続するってことは、このまま3年間、不平等な、といいますかね、公平でない環境が3年間継続するということになるんですね。そこはどう考えていますか。

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 確かに地域のコミュニティの維持というところで、今回の例のように指定管理で

行っている施設があります。かたや、やっぱり町内でみずから行っているところもあります。これは確かに御指摘のとおりです。ただ、これにつきましてもやはりそれぞれ成り立ちがあつてのことだと思しますので、これはただいづれ集会施設、これはそのほか市内の中でも農業施設関係の補助でたつた施設もあります。これについては、いづれ今回の3年というところで、まずは指定管理しましたが、やはり他の施設との、歩調といいますか。他の施設の整合というのを図っていかなければならないと思っておりますので、この指定管理3年間の中で、指定管理をしていない、その地域のコミュニティー施設との整合を図っていく。というふうに考えております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） どう理解する。新年度にも当然そういう対応が出てないし、指定管理3年間を認めるといふことになればそのまま格差は、継続することになる。だから、3年後に考えるって話なのか。そこはどんなんですか。

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 市内の各地域にあるもの。いろいろ御指摘のとおりあります。これ3年間の中でやっぱり、今回は指定管理3年出す施設あります。それはそれとして、今後3年間の内でやっぱりほかの地域、ほかの施設と歩調をあわせて、方向性を見出したいというふうを考えているところございますので、新年度すぐに不公平が解消されるということではなくて、この3年間の中では、不公平を解消してまいりたい、というふうに考えております。そういうふうに、そういうような方向で進むよう努めてまいりたいと思っております。

○委員（松本尚美君） ちょっと理解しづらいんですよ。37年度までに、地域に移管するっていう流れですよ。だから、この5年を3年にしたのも、それもあつて3年にしてるっていう、さっきの説明ですよ。移管をする部分があるので、5年じゃなくて3年に設定して、この3年間のうちに、地域に渡していくという説明ですよ。ということは、地域に渡すっていうのが前提であれば、今まで自立してやってきているコミュニティー施設に関しては集会施設に関しては、地域に移管ではないんですよ、地域でやってるわけですから。何もなくなる。考えることも必要ないっていう話になっちゃう。

〔「3年間のスパンで公平化を図るっていうからいいんだ。」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本尚美君） だからどう図るの。どう図る、ちょっと理解しづらい、地域に関するということはもう、こういった指定管理料を一切出さないっていう話ですよ。指定管理料は、今言ったように管理費人件費とか、水道光熱費だとか、修繕品だとか、一部何かありましたよね。そういったものを出さないっていう話ですよ。

〔「そこもまだですよ。」と言う者あり〕

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） それぞれこういう施設につきましては成り立ちもいろいろあつたりする部分もありますので、これについてはやっぱり、どのように、維持、運営していったらいいかというふうにも含めて、この指定管理期間3年間のうちで方向性を見出していききたい。というふうに考えております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） いや、これはね私がもう出してからね、もう20年はオーバーかもしれないけども、17、18年経っているんですよ。この間何も進まないんです。あと3年でできるのかっていうのも非常に、疑問なんですけれども、期待してですね。

〔「では、どうすればいいの。」と言う者あり〕

○委員（松本尚美君） 早く出せばいい。

〔「委員長は具体的に、解決策をどう考えているの。」と言う者あり〕

○委員（松本尚美君） 解決策とすれば按分で激変緩和も含めて、前にしゃべったんですけども。10万かかるところをね。地元で5万負担させてもらって、その部分をそうでないところに配分する。だから、一気にねイコールにはならないにしても、考え方とすれば、そういう考え方はやっぱり必要。

〔「そうであれば、我々総務常任委員会の中で、提案を含めて研究しましょう。」と言う者あり〕

○委員長（松本尚美君） この指定管理の部分については、何かあとございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですのでこれで質疑を終わり、これから議案第49号に対する討論を行います。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第49号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号原案を可決すべきものと決定しました。

じゃ、田老総合事務所長さんは、退席をお願いします。次長いいですか。

○

付託事件審査（3） 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第51号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、川井地域多目的集会施設を、議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 具体的な大変詳細な資料ですね揭示いただいております、それはそれとして、評価したいわけですが、問題は、先ほどの議論にもありましたように公共施設の適正配置計画の中で、できるだけ公共団体としての今後の厳しい財政事情を見据えたときにですね、できるだけ整理統合を図って、ということが、大きな名称で言いますと、公共施設の適正配置計画ということなんですが、そういう流れの中で、この各地区地区の集会施設、多目的集会施設の、今回はこういう形で指定管理の議案の提案をいただいておりますけれども、どういうふうにお考えなのかということの、やっぱり議論の前提条件とすれば、やっぱりあの利用状況、いうことに、ちょっとこう行くわけなんですが、これ、それぞれの利用状況を把握されておられると思うんですが、それは資料としてもしでき上がってるのであれば、どんなんでしょうか。提示いただければと思うのですが。

○委員長（松本尚美君） 今、田中委員から、資料といいますか利用状況、把握されて。その上での資料ありますかということですが、大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 利用状況については把握してございます。資料の提出はできます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） それはあくまでも、一つにする議論のいわば前提条件としてのことであります。それはまずさておいて、お願いしたいわけですが。要はですね、集落。これらは増田寛也さんが、おっしゃった部分なんですが、限界集落から消滅集落ということが、今後このままではそういう事態になっていく時に、特にそ

ういうふうな状況が生まれるのは、ちょっと言葉が悪いんですけども、川井地域は特にそういうふうな可能性が高い地域にならざるを得ないのかな。という問題意識がありますので、そういう中で将来の集会所のいわば維持のあり方についてはどう考えているか伺います。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 今、田中委員がおっしゃったように今ある集会所の中で、世帯数が5とか6とかというところが現実ございます。そういうところがありまして、集会所施設自体をどういうふう維持していったらいいかっていうところのそういう集落はございます。ですので、先ほど公共施設の再配置計画、とかそういう部分で地域に関するというようなお話の部分もあったんですが、そういう限界っていいですか、もうなかなか集落が集会所施設自体を維持できないとかというような部分についても、ここ3年間の部分で、さまざま関係するところございます。農林課であったりですね。それから市のほうとしてもいろいろ集会所を使って事業を行っている部分もございまして、その辺含めながらですね、この3年間の中で、今ある施設をどうしていくんだ。っていうようなところは、未来を見定めて方向性を定めていきたいというふうに考えておりました。具体的にはまだ出ておりません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 大久保所長さんのほうからは現実に集落として集会所はあるんだけど、5戸ないしは6戸しかないところが現実には存在していると答弁いただきましたが。ざっくりとそういうもう超小規模集落は、おおむね3分の1なのか半分なのか。あるいは、4分の1なのか、その辺の、認識は、どういうふうになりますか。

○委員長（松本尚美君） 所長、あのさっきの利用状況に合わせて、プラスそれぞれ集会所の世帯数とか、集落の人口っていうほどではないのか、世帯数プラス人数といいますかね。そういったのは資料があれば後で資料として出してください。

〔「あとでよろしいでしょうか。」という者あり〕

○委員長（松本尚美君） 今ないわけだ。

〔「一つは今資料としてありますが。」という者あり〕

○委員長（松本尚美君） まず、これどうですか。皆さん、後でいいですか。田中委員。

○委員（田中 尚君） 私の結論は後でよろしいです。とりえず議案に出てる分については、判断しようということです。

○委員長（松本尚美君） 後っていうのはいつなのか。

〔「定例会議会期中。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） わかりました。お願いします。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今回提案をされている指定管理料、以前と若干ね。上がってきているかどうか。あるいは同額なのか。当然施設の面積規模、さっき言った集会所施設の利用の状況、あるいは構成をする、さっき世帯数がどんどん少なくなってる、とまずあって当然個別の指定管理は違うということは理解するわけですが。前回、今の現時点での指定管理料と、今度向こう3年間の指定管理料。どうい変化があるのかないのかここについてどうなっているかお伺いしたい。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 個別に話をするのはちょっと今、時間ないので。例えば、あがってる部

分もあります。やっぱりそれは利用状況が多いところっていうのは先ほどお話したとおり、利用数によって基礎が違うというところがございます。そういう利用料が多いところ利用人数が多いところという部分については、指定管理料は上がってございます。逆に下がってるということは修繕費の考え方が当初固定で5万円か6万円だったんですけども、固定が下がってきております。利用料も少なくなっておるというようなところについては下がってる。総じて大体下がってるというような傾向にあると思います。そういうふう理解をしております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） とすれば、指定管理料が上がっても、さほど多くないっていうふうに理解をしまして、どこの分が上がっているというところだけちょっと教えてください。ここの部分が上がってますと。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 川井で持ってる部分についてはですね、鈴久名集会所。ここが7,000円の増となります。それから、夏屋集会所こちらが1万6,000円の増でございます。それから去石部落会、これは去石集会所です。こちらが4,000円の増。それから川内集会所、こちらが1万8,000円の増。それから、上湯沢集会所、こちらが1万3,000円の増。それから、田代集会所、こちらが1万2,000円の増というところでございます。あとは減額になります。

○委員長（松本尚美君） いいですか。あと、ございます。では私から。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 先ほどの修繕費っていうのは、もうこれは額的には本当に小規模な修繕だと思うんですね。この3年間でですね、金額にもよりますけれども、直営的にですね、改修しなければならないっていう集会施設、そういったものは当然把握されてると思うんですけども。計画的に改修するのがこの3年間で、どういった金額になりますか。どこどこってのもあるんですけども。老朽化に伴うところです。

○副委員長（木村 誠君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 小修繕については、今は間考えてないっていうか、予定はないんですけども、今トイレを順次、修繕をしております。来年2カ所、トイレを修繕する予定で、これは各100万を超えるぐらいずつというところで予定をしております。

今回の定額で修繕費っていうのは2万円ということで、指定管理料は積算をしておりますけれども、2万円を超える部分っていう部分については、随時市のほうで、そういう修繕が必要になった場合は市の予算でもって、修繕をしていくということで計画を立てております。予算の中ではざくっと修繕費というような形が入っております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 2万を超える部分っていうのは、トイレの改修のほかは基本的ないと。この3年間ではないということの理解でいいんですね。

○副委員長（木村 誠君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 断言はできないんですけども、もしものために、もしもっていいですか、川井総合事務所で持っている施設維持管理費の中に修繕費という項目を設けておまして、その中で対応していきたい。緊急の部分については対応していきますということです。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

- 委員（松本尚美君） このトイレの修繕2カ所を予定してるっていうことですが、これは水洗化するという前提ですか。
- 副委員長（木村 誠君） 大久保川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（大久保一吉君） 仰せのとおりです。水洗化。それから水洗化だけではなくて、洋式化。
- 委員（松本尚美君） はあなるほど。そうすると川井の集会施設に関しては、水洗化は大体終わっていると。あと2カ所ぐらいですよ。
- 副委員長（木村 誠君） 大久保川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（大久保一吉君） 大体終わってるんですけども、計画として32年度までに2カ所ずつ行う予定でございます。あと4ヶ所。
- 委員（松本尚美君） はいわかりました。
- 委員長（松本尚美君） あとございますか。田中委員。
- 委員（田中 尚君） 敷地について伺いますが、それぞれ平米で示されておりますけれども。この敷地については、つまり借りてるのはどれとどれかしら。公共、つまり宮古市の土地の中に建っているのか、あるいは、個人からお借りしてるものなのかっていうことについては、どういうふうな状況でしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（大久保一吉君） 申しわけございません。今資料を持ち合わせておりませんので、すみません。
- 委員長（松本尚美君） 個人の所有で借りてるのもあるということですね。大久保川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（大久保一吉君） 個人の所有もございます。この施設を建てるに当たっては、農業関係の施設でございまして、その前提がですね、各地区の部落と申しますか自治会で土地を探して、というようなところで部落会のほうで費用は払うというような形の中身でございます。そういう部分もありますので借りているっていうと、お金を払ってるっていうような部分もあるかもしれません。市のほうの費用の算定の中には、土地借上料っていう費用の算定は今回の指定の中にはございません。
- 委員長（松本尚美君） はい。あとございますか。西村委員。
- 委員（西村昭二君） 今、田中委員の話を聞いてちょっと、その後の例えば部落っていうかそういう自治会。その地区で用意した土地っていうところで、これ、最終的に解体しなきゃないって言ったときの解体費用とかはどうなるんですか。
- 委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。
- 川井総合事務所長（大久保一吉君） 解体する場合っていうのは、それは市で解体しますということになると。思います。そうですね、あと3年間。3年間と申しますか、それこそ公共施設の再配置計画の中で処分、移管というような話になってきますが、移管先をどのようにするかとかですね、それから移管した後にどのような管理になるかっていうところについては、詳細っていうのはまだ全庁的にもよく理解されてない部分がございます。その辺っていうのは、私の立場で、今ここで、勝手に申すことはできないんですけども、いろいろ全庁的に話をしながら詰めていくというようなところで、解体についてもそれからその部落で用意した土地についてもどうなるかっていうところについては話し合っていく内容になると思います。
- 委員長（松本尚美君） 西村委員。
- 委員（西村昭二君） 例えば。移管して例えば、それが最終的には、もしかすると個人がっていうかね、個人

の人が欲しいと言ったときに、譲渡するということが多分将来あるのかな。譲渡された後はもう、そういうときはもう解体費用もちろん個人のですよね。はい、その確認でした。

○委員長（松本尚美君） ほかにありますか。木村委員。

○委員（木村 誠君） 先ほどの各施設集会場の使用頻度、後日出しますよということだったんですけども、その内容についても、できれば川井地区って割と神楽とか郷土芸能の練習に使ってるのかもしれないですし、1けたの世帯の集落なんかだと、話し合いに使うのかと、使用内容のほうも見たいなと思ひまして、もし数人だったら極端な話、地元の人集まるレベルでもいいんじゃないと思ったものですから。

○委員長（松本尚美君） 要望。じゃ、私から。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 3年間かけて、地域と入って相談、この集会施設をどうするか。っていうのが、一つのポイントだということなんです。さっき田中委員からでしたか。5世帯くらいとか。これはね、私はもうちょっとどっから線引きっていうのは、分かりづらいんですけども。50世帯でもね、これを維持するたら容易ではないですよ。私の地区では、自前で管理してるんですけども。用地も含めて全部やっているんですね。昭和40年、44年くらいにできていますけれども、今までのを計算すると、2千数百万かかってますよ。これを地元でね、50世帯で負担していくってなると。これはまずコミュニティーそのものを否定しているくらいがあるという。コミュニティー大事といいながら。だから、もう、これ一斉にね。ある地区は、3年後にね、ある地区は今月から、ある地区は来月から、ある地区は来年からとかっていうのにはね、ならないと思うんですよ。公平性を期すっていう部分ではね、非常に悩ましいとこだと思う。ですけれども、これも関連してちょっと聞いてしまって申しわけないんですけども、企画部長これはもう、全市内もう、ある日を決めて、一斉に指定期間の終わった後、恐らくこれが3年後の3月31日に終わっちゃうということになると思うんですけど。4月1日にあわせて、対応するという考え方ですか。

○副委員長（木村 誠君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） それは現実的に不可能だと思います。やはりこれは指定管理のみならず、やはり宮古市内の地域コミュニティーのあり方というところをしっかりと議論していく必要があると思います。

いろいろ今まで話が出たとおり、地域で自主的にやっている施設もあったり、このように多目的集会施設のように指定管理もあります。これをどのように整合していったらいいかというのは、繰り返しになりますが、宮古市の地域コミュニティーのあり方についての考え方を整理していかなければならないものというふうに思っておりますので、何年後に、すばっと一気に全部できるというのは、難しいという感触を持っております。

○委員長（松本尚美君） そのとおりだと思うんです。あとございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですのでこれで質疑を終わり、これから議案第51号に対する討論を行います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第51号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第51号は原案可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。

3月19日の本会議における議案第46号議案第49号及び議案第51号の委員長報告につきましては委員長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。御苦勞様でした。皆さんからその他ないです。

〔「ないです。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないですね。なければ、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美